

# 第 25 回評議員会議案書

公益財団法人

愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会  
第25回評議員会

**【議案】**

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 理事の選任について        |
| 第2号議案 | 会計監査人の選任について     |
| 第3号議案 | 役員等旅費規程の一部改正について |

# 議案



## 第1号議案 理事の選任について

以下の者を理事として選任する。

(新任者)

氏 名	所 属 名
山崎 りょうじ	愛知県市議会議長会会長 (知立市議会議長)

(参考：前任者)

氏 名	所 属 名
伊藤 清一郎	愛知県市議会議長会会長 (知多市議会議長)

第2号議案 会計監査人の選任について

以下の者を会計監査人として選任する。

名 称	あすの監査法人
-----	---------

### 第3号議案 役員等旅費規程の一部改正について

役員等旅費規程の一部を、以下のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に定める用語の<b>意義</b>は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 出張 役員等が<u>この法人の職務のため旅行すること</u>をいう。</p> <p>(6) <u>旅行役務提供者 旅行者</u>（<u>旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。</u>）<u>その他の規則で定める者（以下この号において、「旅行者等」という。）</u>であって、<u>この法人と旅行役務提供契約（旅行者等がこの法人に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することに約し、かつ、この法人が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。）</u>を締結したものをいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に定める用語の<b>定義</b>は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 出張 役員等が職務のため<u>旅行し、又はこの法人が主催するイベントや会議など</u>に出席するため旅行することをいう。</p> <p>(新設)</p>

(旅行命令等)

第4条 <省略>

2 <省略>

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認める場合には、自ら又は旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、職務の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合に

(旅行命令等)

第4条 <省略>

2 <省略>

(新設)

(新設)



において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(削る)

(旅費の種類)

第5条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額を支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

9 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額によ

<p>(旅費の計算) 第6条 &lt;省略&gt; <u>2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第7条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者(第4条第1項第1号に規定する旅行命令により旅行を行う者に限る。)が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する<u>ことができる。</u></p> <p>(旅費の請求手続) 第8条 <u>旅費の請求手続については、旅費規程第8条に準じて行う。</u></p>	<p><u>り支給する。</u></p> <p>(旅費の計算) 第6条 &lt;省略&gt; <u>(新設)</u></p> <p><u>(旅行日数)</u> 第7条 <u>旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。</u></p> <p>第7条<u>の2</u> 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者(第4条第1項第1号に規定する旅行命令により旅行を行う者に限る。)が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。</p> <p>(旅費の請求手続) 第8条 <u>旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、</u></p>
---	---

その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、5日以内に、当該旅行について前項の規定により旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、15日以内に当該過払金を返納させなければならない。

## 第2章 旅費の種目及び内容 (旅費の種目)

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、旅行雑費、転居費、家族移転費用及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

## 第2章 内国旅行の旅費 (新設)

(鉄道賃)

第 10 条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第 13 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 旅客運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金

2 前項第 1 号に掲げる旅客運賃の額の上限は、旅客運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、規則で定める等級の旅客運賃の額とする。

第 9 条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 役員等が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には前 2 号のほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前 3 号のほか、座席指定料金

2 前項第 2 号に規定する急行料金及び同項第 4 号に規定する座席指定料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。ただし、県内旅行については次の各号の規定によらず、会長等以外の役員等には支給しない。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 80 キロメートル以上のもの

<p><u>3 第 1 項第 2 号に掲げる急行料金、同項第 4 号に掲げる座席指定料金及び同項第 5 号に掲げる特別車両料金は、規則で定める旅行については支給しない。</u></p> <p><u>4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、規則で定める旅行については、定額で支給する。</u></p> <p>(船 賃)</p> <p><u>第 11 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第 13 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 4 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであって、職務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。次項において同じ。）</u></p> <p><u>(2) 寝台料金</u></p>	<p><u>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(船 賃)</p> <p><u>第 10 条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を 2 階級以上に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p><u>(4) 第 2 号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴す</u></p>
---	---

<p>(3) <u>座席指定料金</u>  (4) <u>特別船室料金</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる旅客運賃の額</u>の上限は、<u>旅客運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、規則で定める等級の旅客運賃の額とする。</u></p> <p>(航空賃)  第12条 <u>航空賃については、旅費規程第12条を準用する。</u></p> <p>(その他の交通費)  第13条 <u>その他の交通費については、旅費規程第13条を準用する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(宿泊費)  第14条 <u>宿泊費については、旅</u></p>	<p><u>るものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p>(5) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p>(航空賃)  第11条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p>(車賃)  第12条 <u>車賃の額は、実費額による。</u></p> <p>(日当)  第12条の2 <u>日当の額は、別表第1の定額による。</u></p> <p>(宿泊料)  第13条 <u>宿泊料の額は、別表第</u></p>
--	---

費規程第 14 条を準用する。

(削る)

(削る)

(削る)

(包括宿泊費)

第 15 条 包括宿泊費について  
は、旅費規程第 15 条を準用す  
る。

1 の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空  
旅行については、職務上の必要  
又は天災その他やむを得ない  
事情に因り上陸又は着陸して  
宿泊した場合に限り、支給す  
る。

(食卓料)

第 14 条 食卓料の額は、別表第  
1 の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空  
賃の外に別に食費を要する場  
合又は船賃もしくは航空賃を  
要しないが食費を要する場  
合に限り、支給する。

(在勤地内等旅行の旅費)

第 15 条 在勤地市町村内又はそ  
の附近地の出張の旅費につい  
ては、旅費規程第 16 条に準じ  
て支給する。

第 15 条の 2 旅費規程第 16 条  
の 2 の規定は、在勤地以外の同  
一地域内における旅行の旅費  
について準用する。

(新設)

<p><u>(宿泊手当)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第 16 条 宿泊手当については、旅費規程第 16 条を準用する。</u></p>	
<p><u>(旅行雑費)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第 17 条 旅行雑費については、旅費規程第 17 条を準用する。</u></p>	
<p><u>(転居費)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第 18 条 転居費については、旅費規程第 18 条を準用する。</u></p>	
<p><u>(家族移転費)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第 19 条 家族移転費については、旅費規程第 19 条を準用する。</u></p>	
<p><u>(死亡手当)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第 20 条 死亡手当については、旅費規程第 20 条を準用する。</u></p>	
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第 3 章 外国旅行の旅費</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(本邦通過の場合の旅費)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第 16 条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、旅費規程第 19 条に準ずる。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(鉄道賃)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第 17 条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び寝台料金(これらのも</u></p>



<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>のに対する通行税を含む。)による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 職務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</u></p> <p><u>2 前項の規定する鉄道賃は、鉄道100キロメートル以上の旅行の場合においてのみ支給することができる。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第18条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p>
--------------------	--

<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>ア 会長等 最上級の運賃</u> <u>イ 会長等以外の役員等 最上級の直近下位の運賃</u> <u>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u> <u>(3) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u> <u>金</u> <u>(4) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u> <u>2 前項に規定する船賃は、水路50 キロメートル以上の旅行の場合においてのみ支給することができる。</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p><u>第19条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</u> <u>(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃を支給することができる。</u> <u>ア 会長等については、最上級の運賃</u></p>
--------------------	--

	<p><u>イ 会長等以外の役員等については、最上級の直近下位の級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃</u></p> <p><u>(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u></p> <p><u>(4) 職務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(車賃)</u></p> <p><u>第20条 車賃の額は、旅費規程第23条に準ずる。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(日当、宿泊料及び食卓料)</u></p> <p><u>第21条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。</u></p> <p><u>2 第18条第1項第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の7/10に相当する額による。</u></p> <p><u>2 食卓料の額は、別表第2の定額による。</u></p> <p><u>3 第13条の宿泊料及び第14条</u></p>

<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>の食卓料の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(旅行雑費)</u>  <u>第 22 条 旅行雑費の額は、旅費規程第 25 条に準ずる。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(同一地域内旅行の旅費)</u>  <u>第 23 条 外国の同一地域内における旅行についての旅費は、旅費規程第 28 条に準ずる。</u></p>
<p>第 3 章 雑 則  <u>(退職者等の旅費)</u>  <u>第 21 条 退職者等の旅費については、旅費規程第 21 条を準用する。</u></p>	<p>第 4 章 雑 則  <u>(新設)</u></p>
<p><u>(遺族の旅費)</u>  <u>第 22 条 遺族の旅費については、旅費規程第 22 条を準用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(証人等の旅費)</u>  <u>第 23 条 証人等の旅費については、旅費規程第 23 条を準用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(外国在勤の役員等の旅費)</u>  <u>第 24 条 外国在勤の役員等の旅費については、旅費規程第 24 条を準用する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

(旅費の支給額の上限)

第 25 条 旅費の支給額の上限については、旅費規程第 26 条を準用する。

(旅費の調整)

第 26 条 旅行命令権者は、旅行者がこの法人以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの規程又は旅費に関する別の定めによる旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、会長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第 27 条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの

(新設)

(旅費の調整)

第 24 条 旅行命令権者は、旅行目的の性質、用務先の実情、その他特別の事情により、本規程による旅費の支給を妥当ではないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

(新設)

規程又はこの規程に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(改 廃)

第 28 条 <省略>

(委 任)

第 29 条 <省略>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(削る)

(削る)

(改 廃)

第 25 条 <省略>

(委 任)

第 26 条 <省略>

(新設)

別表第1 内国旅行の旅費(第12条の2、第13条、第14条関係)

日当、宿泊料及び食卓料

<u>区分</u>	<u>日当 (一日 につき)</u>	<u>宿泊料 (一夜 につき)</u>	<u>食卓料 (一夜 につき)</u>
<u>会長等</u>	<u>1,700 円</u>	<u>16,500 円</u>	<u>3,300 円</u>
<u>上記以外の役員等</u>	<u>1,500 円</u>	<u>14,800 円</u>	<u>3,000 円</u>

別表第2 外国旅行の旅費(第21条関係)

**日当、宿泊料及び食卓料**

区分	日当（一日につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
会長等	10,500 円	8,700 円	7,000 円	6,300 円
上記以外の役員等	8,300 円	7,000 円	5,600 円	5,100 円

宿泊料（一夜につき）			
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
32,200 円	26,800 円	21,500 円	19,300 円
25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円

食卓料 （一夜につき）
8,600 円
7,700 円

**備考**

- 1 指定都市とは、別に定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として別に定める地域の

	<p><u>うち指定都市の地域以外の地域で別に定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として別に定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で別に定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。</u></p> <p><u>2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。</u></p>
--	--